

令和7年4月10日

保護者様

京都市立音羽川小学校
校長 阿部 正人

緊急時の非常措置についてのお知らせ

地震に対する非常措置

京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、次のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、「すぐーる」配信等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者へ引き渡しての帰宅とします。※集団下校することはありません
別紙の「引き渡しカード」にご記入お願いします。

～緊急時の引き渡し方法～

- ①児童の集合場所(体育館や運動場など)までお越しください。
- ②各クラスの受付で、引受人の方の氏名、児童との関係、連絡先をお答えください。
(「引き渡しカード」に名前がない方の場合には、保護者の確認が取れるまでお待ちいただきます。)
- ③引き渡し後、自宅以外へ行かれる場合には、行き先と連絡先をお答えください。
- ④お子様と一緒におりください。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

台風等に対する非常措置

台風により京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合あり）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合及び音羽川学区に「**避難指示**」が発令された場合には、次のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) **登校前**に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（午後1時30分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) **登校前**に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（午前10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（午後1時30分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ、「すぐーる」配信、緊急連絡網等で最新の情報をお知らせいたします。ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示が発令された場合について

音羽川学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。音羽川学区に避難指示が発令された場合には、**暴風警報が発表された場合に準じた措置**を取ります。
※「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
市民が 取るべき 行動	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することができて危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

5 在校中に特別警報・暴風警報・避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。その後、引渡カードに記入していただいた通り（**集団下校またはお迎え**）に対応しますが不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置きます。なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。